

# 大阪医科大学 大学院学則（改正案）

（昭和34年4月1日施行）

## 第1章 総則

**第1条** 大阪医科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、学校教育法に基づき、医学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

**第2条** 本大学院は、第5条に規定する修士課程及び博士課程において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

**第3条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとりながら教育研究の改善に努める。

**第4条** 本大学院は、教育研究活動の状況について、第三者機関による評価を一定期間毎に受けるものとする。

## 第2章 組織

**第5条** 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。

- 2 医学研究科に修士課程及び博士課程を置く。
- 3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

**第6条** 医学研究科に医科学専攻修士課程を置き、次のコースを置く。

- (1) 医療科学コース
- (2) 社会健康医療学コース

2 医学研究科に医学専攻博士課程を置き、次のコースを置く。

- (1) 予防・社会医学研究コース
- (2) 生命科学研究コース
- (3) 高度医療人養成コース
- (4) 再生医療研究コース
- (5) 先端医学研究コース

3 看護学研究科に看護学専攻を置き、前期課程には次のコースを置く。

- (1) 教育研究コース
- (2) 高度実践コース

### 第3章 収容定員

- 第7条** 医学研究科は、修士課程を入学定員4名、収容定員8名とし、博士課程を入学定員50名、収容定員200名とする。
- 2 看護学研究科は、博士前期課程を入学定員8名、収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名、収容定員9名とする。

### 第4章 在学年限

- 第8条** 医学研究科の在学年限は、修士課程2年、博士課程4年を標準とする。ただし、博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 看護学研究科の在学年限は、博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。
- 3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。
- 4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前項及び第3項の規定に関わらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を医学研究科修士課程においては4年まで、同博士課程においては8年まで、看護学研究科博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで延長することができる。

### 第5章 授業科目及び履修方法

- 第9条** 医学研究科医科学専攻、医学研究科医学専攻及び看護学研究科看護学専攻における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

- 第10条** 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。
- (3) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (4) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限10単位まで認定することができる。

- (5) 第1号、第2号、第3号及び前号のほか、履修方法の細目は、別に定める細則による。

## 第6章 学位

**第11条** 医学研究科に所定の標準年限以上（第8条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、修士課程では修士（医科学）を、博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

2 看護学研究科に所定の標準年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、博士前期課程では修士（看護学）を、博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

**第12条** 医学研究科の博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、第11条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（医学）の学位を授与する。

**第13条** 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

## 第7章 入学、休学、転学及び退学

**第14条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、やむを得ず退学をした者が再入学する場合には、当該研究科教授会の議を経て学長がその時期を定める。

**第15条** 医学研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

2 看護学研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

**第16条** 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。試験の方法は、その都度定める。

**第17条** 入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、同時に入学金を納付しなければならない。

**第18条** 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

**第19条** 休学者が復学しようとするときは、前条の手続きに準ずる。

**第20条** 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

**第21条** 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

**第22条** 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

**第23条** 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、担当教授を経て、学長の許可を得なければならない。

**第24条** 本学大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のある場合に限り、教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

## 第8章 学費その他の納入金

**第25条** 医学研究科又は看護学研究科に入学を志願する者は入学検定料として、3万円を納付しなければならない。

**第25条の2** 医学研究科に入学を許可された者は23万円、看護学研究科に入学を許可された者は20万円を納付しなければならない。ただし、看護学研究科博士前期課程から博士後期課程に進学する場合の取り扱いについては、別に定める。

**第25条の3** 医学研究科の学費は、授業料年額35万円とし、教育充実費年額15万円とする。看護学研究科の学費は、授業料年額48万円、教育充実費年額10万円とする。加えて高度実践コースに関しては実習料年額10万円とする。ただし、休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。

2 前項に加え、聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り扱いについては、別に定める。

## 第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

**第26条** 削除

**第27条** 削除

**第28条** 削除

**第29条** 医学研究科において、1科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げのない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

**第30条** 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

**第31条** 削 除

**第32条** 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 履修を許可し得る科目については、1年度につき12単位以内とする。

4 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。

5 前項に定めるほか、科目等履修生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

**第33条** 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けようとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

**第34条** 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

**第35条** 聴講生、研究生、外国人大学院生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第7条、第8条及び第11条から第13条までの規定は、準用しない。

## 第10章 教員組織

**第36条** 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授をこれに充てることができる。

2 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

## 第 1 1 章 運営組織

第 3 7 条 医学研究科に医学研究科長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。

3 医学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

第 3 8 条 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議期間として、それぞれに医学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

2 各研究科に共通する事項は、大学協議会において協議する。

第 3 9 条 医学研究科教授会は、医学研究科長並びに第 3 6 条第 1 項に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授及び大学院専任の教授をもって組織する。

2 看護学研究科教授会は、看護学研究科長並びに第 3 6 条第 2 項に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授をもって組織する。

第 4 0 条 削 除

第 4 1 条 医学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第 4 2 条 削 除

第 4 3 条 削 除

第 4 4 条 削 除

## 第 1 2 章 削 除

第 4 5 条 削 除

## 第 1 3 章 その他

第 4 6 条 本学則に定めるもののほか、大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

第 4 7 条 本学則の改廃は、医学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則

(中 略)

**附 則**

この改正は、平成 年 月 日から施行する。

(別表)

(医学研究科医科学専攻)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体機能構造学概論	2	社会健康医療データ・サイエンス 演習	1
病理病態学概論	2	社会行動科学概論	1
臨床内科学概論	2	特別研究	8
臨床外科学概論	2	統合講義	10
総合医療・救急医療学概論	2		
泌尿生殖・発達医療学概論	1		
感覚器機能形態医療学概論	1		
医療統計学基礎	2		
公衆衛生学基礎	1		
検査診断学演習	2		
治療学演習	2		
医科実験演習	2		
医療機器開発概論	1		
病院災害危機管理総論	1		
多職種連携と病診連携総論	2		
急性期・慢性期医療総論	1		
公衆衛生学・疫学の基本	2		



## (医学研究科医学専攻)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
解剖学	講義 4 演習 4 実習 1 2	内科学 I	講義 4 演習 4 実習 1 2
生理学	講義 4 演習 4 実習 1 2	内科学 II	講義 4 演習 4 実習 1 2
生化学	講義 4 演習 4 実習 1 2	内科学 III	講義 4 演習 4 実習 1 2
化学	講義 4 演習 4 実習 1 2	内科学 IV	講義 4 演習 4 実習 1 2
薬理学	講義 4 演習 4 実習 1 2	眼科学	講義 4 演習 4 実習 1 2
創薬医学	講義 4 演習 4 実習 1 2	皮膚科学	講義 4 演習 4 実習 1 2
病理学	講義 4 演習 4 実習 1 2	小児科学	講義 4 演習 4 実習 1 2
微生物学・感染制御学	講義 4 演習 4 実習 1 2	神経精神医学	講義 4 演習 4 実習 1 2
衛生学・公衆衛生学	講義 4 演習 4 実習 1 2	口腔外科学	講義 4 演習 4 実習 1 2
法医学	講義 4 演習 4 実習 1 2	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	講義 4 演習 4 実習 1 2
社会・行動科学	講義 4 演習 4 実習 1 2	産婦人科学	講義 4 演習 4 実習 1 2

一般・消化器外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	麻醉科学	講義 演習 実習	4 4 1 2
胸部外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	形成外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2
脳神経外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	リハビリテーション医学	講義 演習 実習	4 4 1 2
整形外科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	救命救急医学	講義 演習 実習	4 4 1 2
放射線医学	講義 演習 実習	4 4 1 2	統合講義 義	講	1 0
泌尿器科学	講義 演習 実習	4 4 1 2	基礎研究法実習	実習	1

(看護学研究科看護学専攻：博士前期課程)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
国際保健	1	看護技術開発学演習Ⅱ	2
医療科学	1	移植・再生医療看護学特論Ⅰ	2
看護倫理	2	移植・再生医療看護学特論Ⅱ	2
看護学研究方法論	2	移植・再生医療看護学演習	2
看護現任教育論	2	がん看護学特論Ⅰ	2
看護理論	2	がん看護学特論Ⅱ	2
看護管理学	2	がん病態治療論	2
看護哲学	2	がん看護学援助論Ⅰ	2
フィジカルアセスメント論	2	がん看護学援助論Ⅱ	2
臨床薬理学	2	がん看護学演習Ⅰ	2
病態生理学	2	がん看護学演習Ⅱ	2
療養生活支援看護学特論	2	がん看護学実習Ⅰ	2
看護教育学	2	がん看護学実習Ⅱ	2
看護教育課程論	2	がん看護学実習Ⅲ	3
看護教育演習	2	がん看護学実習Ⅳ	3
看護技術開発学特論Ⅰ	2	慢性看護学特論Ⅰ	2
看護技術開発学特論Ⅱ	2	慢性看護学特論Ⅱ	2
看護技術開発学演習Ⅰ	2	慢性看護学アセスメント論	2

慢性看護援助論Ⅰ	2	老年看護学演習	2
慢性看護援助論Ⅱ	2	家族看護学特論	2
慢性看護学演習Ⅰ	2	周産期看護論	2
慢性看護学演習Ⅱ	2	母性看護学特論	2
慢性看護学実習Ⅰ	2	ウィメンズヘルス看護論	2
慢性看護学実習Ⅱ	6	周産期看護援助論Ⅰ	2
慢性看護学実習Ⅲ	2	周産期看護援助論Ⅱ	2
精神看護学特論Ⅰ	2	周産期看護演習Ⅰ	2
精神看護学特論Ⅱ	2	周産期看護演習Ⅱ	2
精神看護アセスメント論	2	周産期看護実習Ⅰ	2
精神看護援助論Ⅰ	2	周産期看護実習Ⅱ	4
精神看護援助論Ⅱ	2	周産期看護実習Ⅲ	4
精神看護学演習Ⅰ	2	小児看護学特論	2
精神看護学演習Ⅱ	2	小児と病気	2
精神看護学実習Ⅰ	2	発達障害看護論	2
精神看護学実習Ⅱ	6	小児看護アセスメント論	2
精神看護学実習Ⅲ	2	小児看護学演習	2
老年看護学特論Ⅰ	2	小児看護学実習Ⅰ	2
老年看護学特論Ⅱ	2	小児看護学実習Ⅱ	6

小児看護学実習Ⅲ	2	在宅看護学特論Ⅰ	2
地域看護学特論	2	在宅看護学特論Ⅱ	2
地域ケアシステム特論	2	在宅看護学演習	2
地域母子保健論	2	特別研究	8
地域看護学演習	2	課題研究	4

(看護学研究科看護学専攻：博士後期課程)

授業科目	単位数	授業科目	単位数
看護科学研究論	2	異文化看護論	1
看護学研究法応用論（保健統計）	1	療養生活支援看護学特論	2
看護学研究法応用論（実験法）	1	療養生活支援看護学演習	1
看護学教育開発論	2	地域家族支援看護学特論	2
看護学教育演習	1	地域家族支援看護学演習	1
英語論文演習	1	特別研究	8

## 大阪医科大学 大学院学則の一部改正について

### 【改正の趣旨】

大阪医科大学大学院医学研究科では、2020年度に医科学専攻修士課程を設置する予定である。修士課程を設置した際に、修士課程の大学院生に対して大学院学則が適用できるように改正を行う。

### 【改正の要旨】

- ・ 医学研究科に、新たに医科学専攻修士課程を設置することを示す（第2条第1項、第5条第2項、第9条）。
- ・ 修士課程に「医療科学コース」、「社会健康医療学コース」を置く（第6条第1項）。
- ・ 修士課程を入学定員4名、収容定員8名とし、博士課程を入学定員50名、収容定員200名とする（第7条第1項）。
- ・ 修士課程の在学年限は2年とする（第8条第1項）。
- ・ 在学年限の延長を医学研究科修士課程においては4年までとする（第8条第5項）。
- ・ 学位授与の条件となる在学期間の特例に関する根拠条文を第10条第1号又は第2号ただし書きから第8条第1項へ変更する（第11条第1項）。
- ・ 修士課程の者が第11条第1項の条件を満たしたとき、修士（医科学）の学位を授与する。
- ・ 医学研究科の学費は、授業料年額35万円とし、教育充実費年額15万円とする（第25条の3）。
- ・ 別表を加える。

以 上

大阪医科大学 大学院学則新旧対照表（関係条文）

新	旧
<p><b>第2条</b> 本大学院は、第5条に規定する<u>修士課程及び博士課程</u>において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p>	<p><b>第2条</b> 本大学院は、第5条に規定する博士課程において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p>
<p><b>第5条</b> 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。</p> <p>2 医学研究科に<u>修士課程及び博士課程</u>を置く。</p> <p>3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。</p>	<p><b>第5条</b> 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。</p> <p>2 医学研究科に博士課程を置く。</p> <p>3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。</p>
<p><b>第6条</b> <u>医学研究科に医科学専攻修士課程を置き、次のコースを置く。</u></p> <p>(1) <u>医療科学コース</u></p> <p>(2) <u>社会健康医療学コース</u></p> <p>2 医学研究科に<u>医学専攻博士課程</u>を置き、次のコースを置く。</p> <p>(1) 予防・社会医学研究コース</p> <p>(2) 生命科学研究コース</p> <p>(3) 高度医療人養成コース</p> <p>(4) 再生医療研究コース</p> <p>(5) 先端医学研究コース</p> <p>3 看護学研究科に看護学専攻を置き、前期課程には次のコースを置く。</p> <p>(1) 教育研究コース</p> <p>(2) 高度実践コース</p>	<p><b>第6条</b> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>医学研究科に医学専攻を置き、次のコースを置く。</p> <p>(1) 予防・社会医学研究コース</p> <p>(2) 生命科学研究コース</p> <p>(3) 高度医療人養成コース</p> <p>(4) 再生医療研究コース</p> <p>(5) 先端医学研究コース</p> <p>2 看護学研究科に看護学専攻を置き、前期課程には次のコースを置く。</p> <p>(1) 教育研究コース</p> <p>(2) 高度実践コース</p>
<p><b>第7条</b> 医学研究科は、<u>修士課程</u>を入学定員<u>4名</u>、収容定員<u>8名</u>とし、<u>博士課程</u>を入学定員<u>50名</u>、収容定員<u>200名</u>とする。</p> <p>2 看護学研究科は、博士前期課程を入学定員8名、収容定員16名とし、博士後期課</p>	<p><b>第7条</b> 医学研究科は、入学定員<u>54名</u>、収容定員<u>216名</u>とする。</p> <p>2 看護学研究科は、博士前期課程を入学定員8名、収容定員16名とし、博士後期課</p>



<p>程を入学定員3名、収容定員9名とする。</p>	<p>程を入学定員3名、収容定員9名とする。</p>
<p><b>第8条</b> 医学研究科の在学年限は、<u>修士課程2年、博士課程4年を標準とする。ただし、博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>2 看護学研究科の在学年限は、博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。</p> <p>3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。</p> <p>4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>5 前項及び第3項の規定に関わらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を医学研究科<u>修士課程</u>においては4年まで、<u>同博士課程</u>においては8年まで、看護学研究科博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで延長することができる。</p>	<p><b>第8条</b> 医学研究科の在学年限は、4年を標準とし、特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 看護学研究科の在学年限は、博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。</p> <p>3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。</p> <p>4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>5 前項及び第3項の規定に関わらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を医学研究科においては8年まで、看護学研究科博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで延長することができる。</p>
<p><b>第9条</b> <u>医学研究科医科学専攻、医学研究科医学専攻及び看護学研究科看護学専攻</u>における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。</p>	<p><b>第9条</b> 医学研究科医学専攻及び看護学研究科看護学専攻における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。</p>
<p><b>第11条</b> 医学研究科に<u>所定の標準年限以上</u>（第8条第1項の<u>ただし書き</u>に該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、<u>修士課程では修士（医科学）を、博士課程では博士（医学）の学位を授与する。</u></p> <p>2 看護学研究科に所定の標準年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審</p>	<p><b>第11条</b> 医学研究科に<u>4年以上</u>（第10条第1号又は第2号<u>ただし書き</u>に該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。</p> <p>2 看護学研究科に所定の標準年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審</p>

<p>査を経て、最終試験に合格した者には、博士前期課程では修士（看護学）を、博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。</p>	<p>査を経て、最終試験に合格した者には、博士前期課程では修士（看護学）を、博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。</p>
<p><b>第25条の3</b> 医学研究科の学費は、授業料年額35万円とし、<u>教育充実費</u>年額15万円とする。<u>看護学研究科</u>の学費は、授業料年額48万円、教育充実費年額10万円とする。加えて高度実践コースに関しては実習料年額10万円とする。ただし、休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。</p>	<p><b>第25条の3</b> 医学研究科の学費は、授業料年額35万円、<u>実習料</u>年額15万円とし、<u>看護学研究科</u>の学費は、授業料年額48万円、教育充実費年額10万円とする。加えて高度実践コースに関しては実習料年額10万円とする。ただし、休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、平成 年 月 日から <u>施行する。</u></p>	

(別表)

(医学研究科医科学専攻)

新設			
授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体機能構造学概論	2	社会健康医療データ・サイエンス演習	1
病理病態学概論	2	社会行動科学概論	1
臨床内科学概論	2	特別研究	8
臨床外科学概論	2	統合講義	10
総合医療・救急医療学概論	2		
泌尿生殖・発達医療学概論	1		
感覚器機能形態医療学概論	1		
医療統計学基礎	2		
公衆衛生学基礎	1		
検査診断学演習	2		
治療学演習	2		
医科実験演習	2		
医療機器開発概論	1		
病院災害危機管理総論	1		
多職種連携と病診連携総論	2		

急性期・慢性期医療総論	1
公衆衛生学・疫学の基本	2

# 大阪医科大学大学院医学研究科教授会規則

(平成23年4月1日施行)

(趣 旨)

**第1条** この規則は、大阪医科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第41条の規定に基づき、大阪医科大学大学院医学研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組 織)

**第2条** 研究科教授会は、医学研究科長並びに大学院学則第36条に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授及び大学院専任の教授をもって組織する。

2 学長は、重要と判断する議事において研究科教授会に出席することができる。

(審議事項)

**第3条** 研究科教授会は、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号に掲げる事項については、学長が別に細則で定める。

(招集及び議長等)

**第4条** 研究科教授会は、医学研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 議長に差支えあるときは、あらかじめ医学研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

3 研究科教授会は、原則として毎月1回招集する。ただし、医学研究科長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

4 やむを得ず研究科教授会を欠席する場合には、原則として委任状を提出しなければならない。

(審議事項等の通知)

**第5条** 研究科教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議 事)

**第6条** 研究科教授会は、委任状を含めて構成員総数の3分の2以上の出席で成立する。

- ただし、委任状出席が全出席者の3分の1を超えた場合は成立しないものとする。
- 2 研究科教授会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 大学院医学研究科専任教員の適格性審査に関する議事については投票により行うものとし、研究科教授会構成員が投票権を有する。その方法等は大阪医科大学院医学研究科専任教員規程に定める。
  - 4 前項のほか、大学院医学研究科専任教員の適格性審査に係る手続等について必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

**第7条** 医学研究科長が必要と認めるときは、研究科教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(大学院委員会)

**第8条** 研究科の運営を円滑に行うため、研究科教授会に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

**第9条** 研究科教授会に特定の事項を調査又は検討するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、医学研究科長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

(事務)

**第10条** 研究科教授会の事務は、学務部が担当する。

(雑則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(改廃)

**第12条** この規則の改廃は、研究科教授会の議を経て、理事会の承認が行う。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。